

○名寄市立大学試験規程

平成 21 年 3 月 17 日

改正 平成 24 年 11 月 21 日

平成 29 年 1 月 11 日

平成 30 年 6 月 6 日

令和 2 年 8 月 5 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学履修規程第 13 条に基づき、本学の試験に関する必要な事項を定める。

(試験方法)

第 2 条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。

(試験時間)

第 3 条 試験時間は、原則として 90 分とする。

(受験資格の取得)

第 4 条 受験資格は次の各号の所定の手続きを完了することにより取得する。

(1) 定められた期間に、当該科目の履修登録の手続きをしていなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、次の各号の一による者は受験資格を有しない。

(1) 試験時において休学又は停学中の者

(2) 評価に必要な出席時数を満たしていない者

(定期試験時間割)

第 5 条 定期試験の時間割は、原則として試験開始日の 10 日前に掲示で発表する。

(遅刻及び退出)

第 6 条 試験開始後 30 分以上経過したときは、受験できない。

2 試験開始後 45 分以上経過しなければ試験場から退出できない。

3 前 1 項及び 2 項については 90 分の試験時間の試験に適用し、各科目の試験時間については、別表 1 の時間を教員が選択することができる。またその場合の入退室可能時間は、別表 1 に記載された時間を確保すること。

(試験の実施方法等)

第 7 条 定期試験とは、学年暦に示される期間に行うものをいう。

2 定期試験は、前期末及び後期末に行う。

3 集中講義等の科目については、当該授業終了後に行うことができる。

4 定期試験の他、各科目担当教員は授業中適宜試験を行うことができる。

5 試験の実施方法及び評価方法については、各科目担当教員よりシラバス等で学生に提示する。

(受験者の義務)

第 8 条 受験者は次の各号の定める事項を厳守しなければならない。

(1) 試験場においては試験監督者の指示に従うこと。

- (2) 学生証を携帯すること。
- (3) 答案用紙は、回答の有無にかかわらず必ず提出すること。
- (4) 筆記用具及び許可された物品以外のものは、机などにしまわずに原則として各自の足元に置くこと。携帯電話は電源を切りかばん等にしまうこと。ひざ掛け等の使用は禁止とし、脱いだ上着等は各自の足元に置くこと。
- (5) 物品の貸し借りをしないこと。
- (6) 不正行為もしくは不正行為とみなされる行為をしないこと。

(試験監督)

第9条 主たる試験監督は、当該科目担当教員及び教員が当たる。当該科目担当教員が非常勤講師である場合は、学科教員が主で試験監督に当たる。

- 2 試験監督は、教務部長の指揮の下に公正かつ円滑に試験を実施する。
- 3 試験監督は、不正行為の防止に努めなければならない。
- 4 試験監督は、原則として複数で行うものとする。

(不正行為)

第10条 試験の不正行為とは、次に各号に掲げる行為をいう。

- (1) 使用を許されない書籍、ノート、紙片、電子機器を用いること。
- (2) 使用を許された物品の貸し借りを行うこと。
- (3) 他人の答案をのぞき見ることその他社会通念上公正な試験を妨げると認められる行為

(不正行為に対する措置)

第11条 試験において、不正行為を行った者に対しては、ただちに受験を停止させるとともに当該試験期間の受験科目をすべて無効とし、試験期間終了時まで登学を停止する。

- 2 前項の措置を受けた者に対しては、名寄市立大学学則（平成18年名寄市規則第100号）に従い、教授会の議を経て懲戒を加える。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月11日から施行する。

附 則（平成30年6月6日）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月5日）

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1

試験時間	入室可能時間	退室可能時間
45分	15分	23分
60分	20分	30分